

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）【抜粋】

第6章 豊かで美しい瀬戸内海の再生

第1節 豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策の実施等

（豊かで美しい瀬戸内海の再生）

第140条の2 豊かで美しい瀬戸内海の再生は、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等、瀬戸内海を、その有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された海である里海とすることを旨として行われなければならない。

（豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策の実施）

第140条の3 県は、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、前条に規定する基本的な理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（事業者及び県民の責務）

第140条の4 工場等を設置して事業を行う者、農林漁業者その他の事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動が豊かで美しい瀬戸内海の再生に寄与し得ることを認識し、その事業活動を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならない。

2 県民は、基本理念についての理解を深め、自らの生活、地域活動等を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならない。

第2節 瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理

第140条の5 知事は、第140条の3の施策の実施に当たり、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度を定め、その濃度が保持されるよう努めるものとする。

2 知事は、関係機関と連携し、瀬戸内海の海域における栄養塩類の実態の調査、生物に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究を行い、これにより得られた知見を第140条の3の施策に反映するものとする。